

公 告

向日市まちづくり条例第9条の規定により、地区まちづくり協議会として認定したので公告します。

令和7年6月30日

向日市長 安 田 守

1 協議会の名称

寺戸北地区まちづくり協議会

2 協議会の設置目的

本会は、寺戸北地区における農業従事者の高齢化や後継者不足などの地域の課題解決を図るため、この地区の持続可能なまちづくりに向けた新たな土地利用の検討を行い、健康・長寿及び子育てのまちづくりの推進に資することを目的とします。

3 協議会の活動地区

向日市寺戸町東御泥、八反田の各一部